

## 実務対応報告公開草案第 54 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

平成 30 年 2 月 7 日  
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 54 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

### 質問 1

本公開草案では、実務対応報告第 34 号の適用時期を変更することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

本公開草案の提案について、当面の取扱いとしては同意する。

ただし、本公開草案第 2 項の「第 2 項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」について、本文から削除すべきである。

#### （理由）

本公開草案第 10 項及び第 11 項に記載のとおり、退職給付債務の測定目的が必ずしも明確ではない中で本件の結論を導くには時期尚早であったこと、及び金額的重要性を有するほどマイナス幅が現時点で大きくないことを鑑みれば、当面の取扱いとしては同意する。

ただし、第 2 項に記載の「第 2 項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」については、以下に示すとおり削除すべきと考える。

第 2 項では、「第 2 項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める当面の間、適用する」と記載されていることに対し、第 11 項では、「今後、マイナス金利を巡る環境に大きな変化が生じ、現状の金利水準が大幅に低下する等の大きな変化が生じる状況にない間については」当面の取扱いとして実務対応報告第 34 号の取扱いを認めるとある。

第 11 項からは金利環境面の動向が実務対応報告の見直しの判断に当たって重要であると思われるが、貴委員会が何を基準に判断するのかが明確に述べられていない。した

がって、実務対応報告の見直しの時期について判断に窮するなど、このままでは実務上の混乱も懸念される。

そもそも、実務対応報告においていずれの方法も認めていることから、当該実務対応報告が改正されるまでの間はいずれの方法も適用できることは自明である。加えて、当該実務対応報告を改正する役割を貴委員会が有していることから、あえて「当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」と本文に明示する必要性もない。

第 11 項の「現状の金利水準が大幅に低下する等の大きな変化が生じる状況にない間については、(中略) 当面の取扱いとして適用することとした」という文言によって「当面の間」については説明がなされていることから、本文にある「第 2 項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める」という文言については削除すべきと考える。

## 質問 2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。
-------------------------------

【意見】

特になし

以 上